, 主.... 文

原決定を取消す。 検察官の抗告人に対する刑執行猶予の取消の請求はこれを棄却する。 理 中

本件抗告申立の理由は、原裁判所は申立人が昭和二十九年四月二十七日前橋地方裁判所高崎支部に於て準強盗、窃盗の罪により懲役二年六月三年間刑執行猶予の判決言渡を受け同年五月十二日右刑の確定を見たる後申立人が別に昭和二十八年四月七日前橋地方裁判所に於て食糧管理法違反の罪により懲役四月罰金五千円三年間刑執行猶予の判決言渡を受け確定したことが発覚したとの理由の下に刑法第二十六条ノ二第三号、同刑事訴訟法第三百四十九条の規定を適用して先づ後者の刑の執行猶予の言渡を取消す旨の決定を為されたものであるが右決定は左記諸理由により妥当でないと思料するにより之を更正せらるるか若くは之を取消しの上検事の本件取消請求を却下せらるるのが相当と信ずる、即ち

請求を却下せらるるのが相当と信ずる、即ち 一、 刑法第二十六条ノニは「左ニ記載シタル場合於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ 取消スコトヲ得」とありて必ずしも取消すことを要する強行規定でないこと勿論で あつて仮令猶予の言渡前他の罪につき禁錮以上の刑に処せられた其の執行を猶予せ られたることが発覚した場合があつても事情によつては猶予の言渡を取消さないこ とが出来る建前であつて之は一つに裁判官の自由裁量に委されて居るのである。

犯行の情状が悪く再度の執行猶予は如何にも失当であったと云ふ場合とか又は全然同種の犯罪につき前の執行猶予が発覚せなかつた為誤つて再度の執行猶予が与えられた場合とかであるならば格別であるが斯る特別の事情がない限り可及的にこの任意規定の精神を生かして取消は避くべきものである。と思考する。

三、 若し夫れ原決定の通りとせば申立人は懲役四月と同二年六月合計二年十ケ 月の実刑を受けねばならぬこととなりその精神的、肉体的苦痛は申すに及ばず、申 立人の労働を唯一の頼りとする妻子(妻と七才の男児と四才の女児)は全く生計の 途を断たれ路頭に迷ふに至り独り申立人のみならずその家族をも同時に刑罰を受く ると同一の結果に立至るなきを保しない。

例で以上の如き特殊事情の存する本件に於ては刑法第二十六条ノ二の法意を最も有効に生かして適用することにより本件執行猶予の言渡は之を取消さないことにするのが相当で申立の趣旨通りの御決定を希うにいる。と謂うにある。

(要旨第一〉ところで職権をもつて審査するに、刑法第二六条の二第三号の規定によれば、猶予の言渡前他の罪につき禁ぐ(要旨第一〉錮以上の刑に処せられその執行を移りしたるときには、執行猶予の言渡を取消すことができる党とを規定し、その取消をなしたときは、同法第二六条の三の規定により、それが表した執行猶予中の他の禁錮以上の刑についてもその猶予の言渡を取消さなけるが取消された場合に初めて同法第二六条の二により後に言渡された執行猶予が取消された場合に初めて同法第二六条の三によりも同時にでもよいが取消された場合に初めて同法第二六条の三により後にでも規定ととなり、尤も同時にでも規定の刑にある。然るに本件にありては、原審は前橋地方裁判所が配る。然るに本件にありては、原審は前橋地方裁判所が昭和二八年四月七日抗告人に対してなした執行猶予の言渡を取消した和二九年四月二七日抗告人に対してなした執行猶予の言渡を取消した裁判所が昭和二八年四月七日抗告人に対してなした執行猶予の言渡を取消した。後のであるから、右は当然前記法条に違反し違法のものと謂わなければならない。

仍つて刑事訴訟法第四二六条第二項に則り主文のとおり決定する。 (裁判長判事 中野保雄 判事 後尾貫荘太郎 判事 渡辺好人) (抗告理由は省略する。)